

(趣旨)

第1条 この規則は、鯖江・丹生消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年鯖江・丹生消防組合条例第1号。以下「条例」という。)第18条の規定に基づき、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項に掲げる会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の勤務時間、休暇等に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 任命権者 法第6条第1項に規定する任命権者およびその委任を受けた者をいう。
- (2) 第1号会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員をいう。
- (3) 第2号会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員をいう。

(1週間の勤務時間)

第3条 第2号会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

2 第1号会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内で、任命権者が定める。

(週休日および勤務時間の割振り)

第4条 日曜日および土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、第1号会計年度任用職員については、日曜日および土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、第1号会計年度任用職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

(週休日の振替等)

第5条 任命権者は、会計年度任用職員に前条第1項の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、同条第2項の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項の割振りの基準および週休日に変更することのできる勤務日の期間等については、常時勤務を要する職を占める職員の例による。

(休憩時間)

第6条 条例第6条の規定は、会計年度任用職員の休憩時間について準用する。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第7条 任命権者は、公務のため臨時または緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間(条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)以外の時間において会計年度任用職員に対し、第3条に掲げる勤務時間以外の時間において勤務をすることを命ずることができる。

(育児または介護を行う職員の深夜勤務および時間外勤務の制限)

第8条 条例第8条の4の規定は、育児または介護を行う会計年度任用職員について準用する。

(休日)

第9条 条例第9条の規定は、会計年度任用職員の休日について準用する。

(休日の代休日)

第10条 条例第10条の規定は、会計年度任用職員の休日の代休日について準用する。

(休暇の種類)

第11条 会計年度任用職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇および介護時間とする。

(年次休暇)

第12条 年次休暇は、一会計年度ごとにおける有給の休暇とし、その日数は、一会計年度において、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 1週間の勤務日が5日以上とされている会計年度任用職員、1週間の勤務日が4日以下とされている会計年度任用職員で1週間の勤務時間が29時間以上であるものおよび週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が217日以上であるもの 別表第1に掲げる日数
- (2) 1週間の勤務日が4日以下とされている会計年度任用職員(1週間の勤務時間が29時間以上である会計年度任用職員を除く。)および週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が48日以上216日以下であるもの 別表第2左欄および中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる日数

2 前項の規定にかかわらず、一会計年度において在職する期間が12月に満たない会計年度任用職員の年次休暇については、当該会計年度任用職員の在職期間に応じて与えるものとする。

- 3 任命権者は、年次休暇を会計年度任用職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。
(年次休暇の単位)

第13条 年次休暇の単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、年次休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。
- 3 1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合には、1日当たりの勤務時間(1時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間)をもって1日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間が同一でない第1号会計年度任用職員にあっては、勤務日1日当たりの平均勤務時間(全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間(その時間に1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間に切り上げた時間)をいう。)をもって1日とする。
(年次休暇の繰越し)

第14条 年次休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、当該年度に付与された日数を限度として、翌年度に繰り越すことができる。この場合において、年次休暇の残日数に1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数とする。

- 2 前項の規定により繰り越された年次休暇がある会計年度任用職員から年次休暇の請求があった場合は、繰り越された年次休暇から先に請求があったものとして取り扱うものとする。
(病気休暇)

第15条 会計年度任用職員が負傷または疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、一会計年度内において当該会計年度任用職員の請求により次の区分で病気休暇を与えることができる。

- (1) 第2号会計年度任用職員のうち任命権者が認めたもの 30日以内
- (2) 1週間の勤務日が5日以上とされている会計年度任用職員、1週間の勤務日が4日以下とされている会計年度任用職員で1週間の勤務時間が29時間以上であるものおよび週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が217日以上であるもの 10日以内
- (3) 1週間の勤務日が4日以下とされている会計年度任用職員(1週間の勤務時間が29時間以上である職員を除く。)および週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が48日以上216日以下であるもの 別表第3左欄および中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる日数の範囲内
- 2 病気休暇の単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができる。
- 3 1時間を単位として使用した病気休暇を日に換算する場合には、1日当たりの勤務時間(1時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間)をもって1日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間が同一でない第1号会計年度任用職員にあっては、勤務日1日当たりの平均勤務時間(全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間(その時間に1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間に切り上げた時間)をいう。)をもって1日とする。
- 4 病気休暇の期間は、給与を支給しない。ただし、第2号会計年度任用職員のうち任命権者が認めたものにおいては、この限りでない。

(令6規則8・一部改正)

(特別休暇)

第16条 会計年度任用職員が、別表第4左欄に掲げる事由により特別休暇を請求した場合には、同表中欄に掲げる期間の有給の特別休暇を与えるものとする。

- 2 会計年度任用職員が、別表第5左欄に掲げる事由により特別休暇を請求した場合には、同表中欄に掲げる期間の無給の特別休暇を与えるものとする。
- 3 1時間を単位として使用した特別休暇を日に換算する場合には、当該特別休暇を与えられた会計年度任用職員の1日当たりの勤務時間をもって1日とする。
- 4 別表第5第4項および第5項に規定する休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。
(介護休暇)

第17条 条例第15条の規定は、次の各号のいずれにも該当する会計年度任用職員の介護休暇について準用する。

- (1) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上であるもの
- (2) 要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態にある間において、初めて介護休暇を必要とする日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日まで、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了することおよび特定職に引き続き採用されないことが明らかでないもの
- (3) 1週間の勤務日が3日以上とされているものまたは週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの
- 2 前項の場合において、条例第15条第1項中「6月」とあるのは「93日」と読み替えるものとする。

- 3 [第1項](#)の介護休暇の単位は、1日または1時間とし、1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、または終業の時刻まで連続した4時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。
- 4 [第1項](#)の介護休暇の期間は、無給とする。
(介護時間)

第18条 [条例第15条の2](#)の規定は、初めて[同条](#)の休暇の承認を請求する時点において、[次の各号](#)のいずれかに該当する会計年度任用職員の介護時間について準用する。

- (1) 1週間の勤務日が3日以上とされているもの
- (2) 週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上のものであり、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものであって、特定職に引き続き在職した期間が1年以上であるもの
- 2 [前項](#)の場合において、[条例](#)第15の2第2項中「2時間」とあるのは、「2時間(当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間)」と読み替えるものとする。
- 3 [第1項](#)の介護時間の単位は、30分とし、介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、または終業の時刻まで連続した2時間([地方公務員の育児休業等に関する法律\(平成3年法律第110号\)第19条第1項](#)の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。
- 4 [第1項](#)の介護時間は、無給とする。
(休暇の請求等)

第19条 休暇等の請求および承認の手続については、常時勤務を要する職を占める職員の例による。
(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関し必要な事項は、任命権者が定める。

- 附 則
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則(令和3年規則第6号)
この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 附 則(令和6年規則第8号)
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第12条関係)

勤続年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目以上
日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

別表第2(第12条関係)

1週間の勤務日の日数	1年間の勤務日の日数	勤続年数						
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目以上
4日	169日から216日まで	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日から168日まで	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日から120日まで	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日から72日まで	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

別表第3(第15条関係)

1週間の勤務日の日数	1年間の勤務日の日数	日数
4日	169日から216日まで	7日
3日	121日から168日まで	5日
2日	73日から120日まで	3日
1日	48日から	1日

別表第4(第16条関係)

(令3規則6・一部改正)

有給の特別休暇およびその期間

休暇を受ける事由		期間	添付書類
1	会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	その都度必要と認める期間	
2	会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	その都度必要と認める期間	出頭通知書の写し
3	地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められる場合 (1) 会計年度任用職員の現住居が滅失し、または損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、または一時的に避難しているとき。 (2) 会計年度任用職員および当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	その都度必要と認める期間(原則として連続する7日以内)	
4	地震、水害、火災その他の災害または交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	その都度必要と認める期間	
5	地震、水害、火災その他の災害または交通機関の事故等に際して、会計年度任用職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認める期間	
6	会計年度任用職員の親族が死亡した場合	連続する7日以内	
	配偶者(届出はしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	連続する7日以内	
	父母	連続する7日以内	
	子	連続する5日以内	
	祖父母	連続する3日以内(会計年度任用職員が代襲相続する場合にあっては、連続する7日以内)	
	孫	1日以内	
	兄弟姉妹	連続する3日以内	
	おじまたはおば	1日以内(会計年度任用職員が代襲相続する場合にあっては、連続する7日以内)	
	父母の配偶者または配偶者の父母	連続する3日以内(会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、連続する7日以内)	
	子の配偶者または配偶者の子	1日以内(会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、連続する5日以内)	
	祖父母の配偶者または配偶者の祖父母	1日以内(会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、連続する3日以内)	
	兄弟姉妹の配偶者または配偶者の兄弟姉妹	1日以内(会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、連続する3日以内)	
	おじもしくはおばの配偶者または配偶者のおじもしくはおば	1日以内	
7	会計年度任用職員が結婚する場合	5日以内	

8 会計年度任用職員(6月以上の任期が定められている者または6月以上継続して勤務している者(週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。))が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持および増進または家庭生活の充実のために勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の6月から10月までの期間内における勤務日が割り振られていない日を除いて原則として連続する5日以内(期間内において夏季休業等により1月以上勤務を要しない場合にあつては、原則として連続する3日以内)	
---	---	--

備考 会計年度任用職員の親族が死亡した場合の期間は、葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた期間とする。

別表第5(第16条関係)

(令3規則6・令6規則8・一部改正)

無給の特別休暇およびその期間

休暇を受ける事由	期間	添付書類
1 女子の会計年度任用職員(6月以上の任期が定められている者または6月以上継続して勤務している者(週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。))が8週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)以内に出産する予定の場合	出産の日までの請求した期間(出産予定日を含む。)	医師の診断書または助産師の証明書
2 女子の会計年度任用職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女子の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務につく期間を除く。)	
3 生後満1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間(男子の会計年度任用職員にあつては、その子の当該会計年度任用職員以外の親(当該子について <u>民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項</u> の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて当該子を現に監護するものまたは <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号</u> の規定により当該子を委託されている養子縁組里親である者もしくは養育里親である者(<u>同条第4項</u> に規定する者の意に反するため、 <u>同項</u> の規定により、養子縁組里親として委託することができない者)に限る。))を含む。))が当該会計年度任用職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇(これに相当する休暇を含む。))を承認され、または <u>労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条</u> の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認または請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)	
4 会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者または週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであつて、6月以上継続勤務している者に限る。))が、親族等(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))、1親等の親族および2親等の親族(祖父母、兄弟姉妹および孫以外の2親等の親族にあつては会計年度任用職員と同居しているものに限る。))をいう。以下この項において同じ。))の看護(負傷し、もしくは疾病にかかった親族等の世話、疾病の予防または心身の機能回復もしくは維持を図るために当該親族等の世話をを行うことをいう。))のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において5日(その看護する親族等が2人以上の場合にあつては、10日)以内(単位は1日または1時間)	

5 要介護者の介護その他の任命権者が定める世話を行う会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者または週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務している者に限る。)が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)以内(単位は1日または1時間)	
6 女子の会計年度任用職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認める期間	
7 妊娠中または出産後1年以内に女子の会計年度任用職員が <u>母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条</u> に規定する保健指導または <u>同法第13条</u> に規定する健康診査を受ける場合	妊娠23週までは4週間に1回、妊娠24週から35週までは2週間に1回、妊娠36週から分娩までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示がある場合は、いずれの期間についても指示された回数)とし、1回につき必要と認める期間	母子健康手帳医師の診断書または助産師の証明書
8 会計年度任用職員が公務または通勤により疾病にかかり、または負傷し、療養を要する場合	療養に必要と認める期間	
9 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄もしくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、または配偶者、父母、子および兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄もしくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出または提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	その都度必要と認める期間	医師の診断書等
10 会計年度任用職員が不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において6日以内(単位は1日または1時間)	
11 前各項のほかあらかじめ任命権者の承認を得た場合	当該事項につき最小限度必要と認める期間	